

# 国民健康保険税賦課方式の変更について

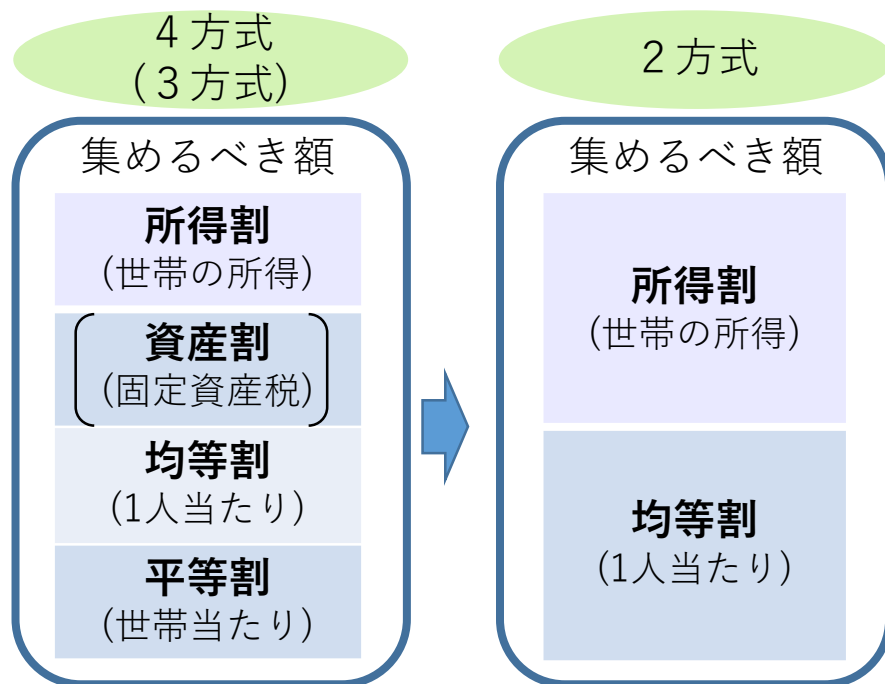
# 取手市の賦課方式を3方式から2方式へ

## ○賦課方式の県内統一

県は「茨城県国民健康保険運営方針」において、国民健康保険税の賦課方式を**2方式(所得割・均等割)**とし、**令和4年度からの統一**を目指すこととしている。

## ○賦課方式を統一する理由

- ・簡潔・公平な賦課方式である。
- ・制度創設時(昭和36年)と比べ、家族形態が大きく変わり、県内の国保世帯の約85%が1人または2人世帯で、世帯当たりの賦課意義の希薄化。
- ・持続可能な国保制度とするため、県内の賦課方式を統一し、保険料水準の統一に向けた第一歩とする。



※取手市は3方式

## 2方式による県からの交付金

### ○県特別交付金(県繰入金)の交付

・多子世帯に着目した項目(子どもに係る均等割の軽減措置)を設け、令和4年度から2方式を実施した市町村に対して、総額5億円を20歳未満の被保険者数で按分した額を交付。

※一人当たり交付見込額は7,389円で、取手市は12,895,550円交付予定。(1,745人)

※取手市では、平成30年度から18歳以下の被保険者の均等割5割軽減を既に導入済み。

参考：国は令和4年度から全世帯の未就学児を対象に未就学児に係る均等割について、その5割を公費により軽減する。(国1/2 県1/4 市町村1/4)

# 賦課方式変更へのスケジュール

令和3年11月

・取手市国民健康保険運営協議会開催

令和3年12月

・議会上程

令和4年1月

・取手市国民健康保険税条例改正

令和4年3月

・市民への周知（広報・HP等）

令和4年4月

・賦課方式の変更（3方式→2方式）

# 国保税の構成(後期高齢・介護保険との関係)

国保税の賦課内容には、後期高齢者医療支援分や介護保険料分も含まれる。

取手市	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(40歳～64歳)
所得割 (1人あたり)	(前年中の総所得金額等 - 43万円) × 7.5%	(前年中の総所得金額等 - 43万円) × 1.2%	(前年中の総所得金額等 - 43万円) × 1.5%
均等割 (1人あたり)	21,000円	10,000円	8,000円
平等割 (1世帯当たり)	19,000円	6,000円	6,000円
賦課限度額	63万円	19万円	17万円



令和4年度から平等割を廃止、所得割と均等割の2方式へ賦課方式を変更。

# 県内の国保料(税)賦課の現況

市町村は、県が示す国保事業費納付金等を参考に医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険料分のそれぞれについて、下図の4～2方式のいずれかの賦課方式で算定し、被保険者に課税している。

## 賦課方式

4 方式	応能割	所得割
		資産割
	応益割	均等割
		平等割

20市町村

3 方式	応能割	所得割
		均等割
	応益割	平等割

24市町村

2 方式	応能割	所得割
		均等割
	応益割	

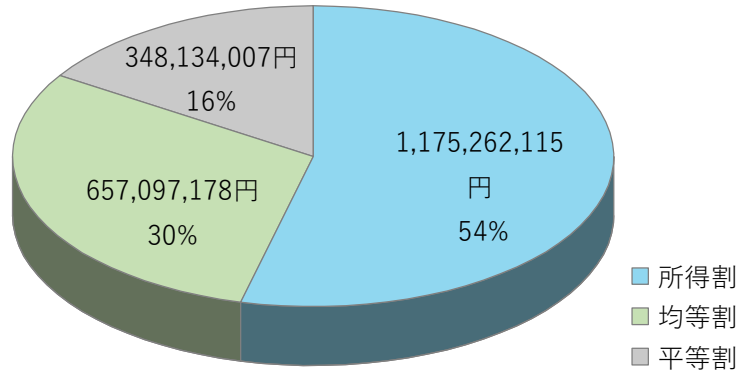
0市町村

# 近隣市町村等の現行税率(所得割・均等割)

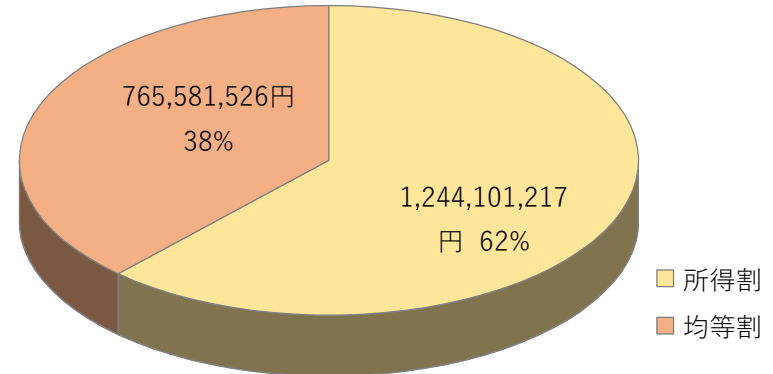
市町村名	医療		支援		介護		市町村名	医療		支援		介護	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割		所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
取手市	7.50%	21,000円	1.20%	10,000円	1.50%	8,000円	常総市	6.70%	18,500円	2.25%	8,000円	1.85%	9,000円
土浦市	7.26%	22,800円	2.36%	7,600円	2.04%	9,100円	古河市	7.85%	18,300円	2.15%	5,100円	1.50%	11,100円
つくば市	7.36%	22,400円	2.42%	8,000円	1.93%	12,800円	鹿嶋市	7.50%	16,000円	2.40%	7,000円	2.00%	10,000円
守谷市	6.90%	24,000円	2.20%	9,000円	2.20%	18,000円	神栖市	6.60%	21,500円	2.50%	6,000円	1.50%	13,500円
つくばみらい市	7.40%	18,500円	1.80%	13,400円	1.20%	13,700円	潮来市	6.60%	23,000円	2.20%	7,000円	1.70%	15,000円
利根町	6.60%	21,000円	1.50%	5,000円	1.30%	9,000円	美浦村	8.00%	25,400円	2.70%	8,300円	1.60%	17,300円
阿見町	6.20%	22,000円	2.20%	7,000円	1.30%	10,000円	我孫子市	7.25%	18,000円	2.25%	6,200円	1.75%	15,200円
水戸市	7.15%	23,000円	2.35%	7,000円	2.05%	9,500円	柏市	6.23%	24,720円	2.35%	11,880円	1.97%	14,760円
日立市	9.09%	20,500円	2.87%	6,400円	2.58%	14,200円	松戸市	7.52%	19,500円	2.35%	7,000円	2.05%	9,500円
ひたちなか市	7.28%	18,000円	1.34%	5,000円	1.16%	10,000円							

# 取手市国保税の状況（歳入）

令和3年度本算定時調定額 2,180,493千円  
うち平等割は全体の約16% 348,134千円



現行税率据置のシミュレーション結果  
算出調定額 2,009,682千円



40～64歳の加入者の年税額

所得割 所得金額に対して10.2%

均等割 39,000円/人 平等割 31,000円/世帯

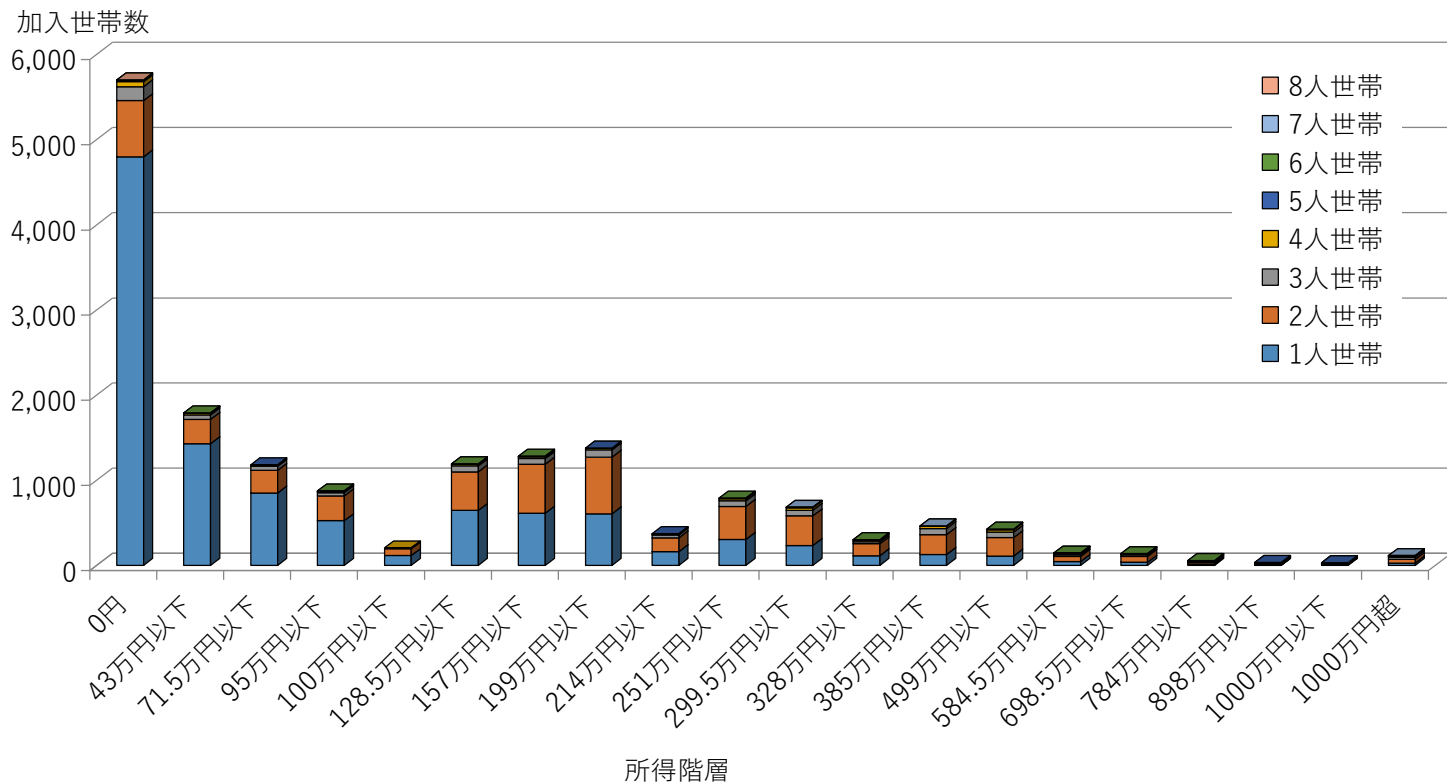
現行税率据置きで平等割を廃止すると税収が減少し、賦課割合(応能割：応益割)のバランスが悪くなる。

→ 50：50が理想とされている。

均等割を上げるなどの税率等の変更により多子世帯等の負担が増すため、税率改正か基金繰入か検討する必要がある。



# 所得階層別世帯加入状況



令和3年度本算定時の所得階層別世帯加入状況。

0円世帯(未申告世帯を含む)が5,700世帯で最も多く、全体の33.21%を占めている。

また、0円から100万円以下世帯が全体の56.81%で半数以上を占める結果となっている。

当市の現状から見て応能：応益 = 50:50とするのは難しい。

# 税額シミュレーション結果

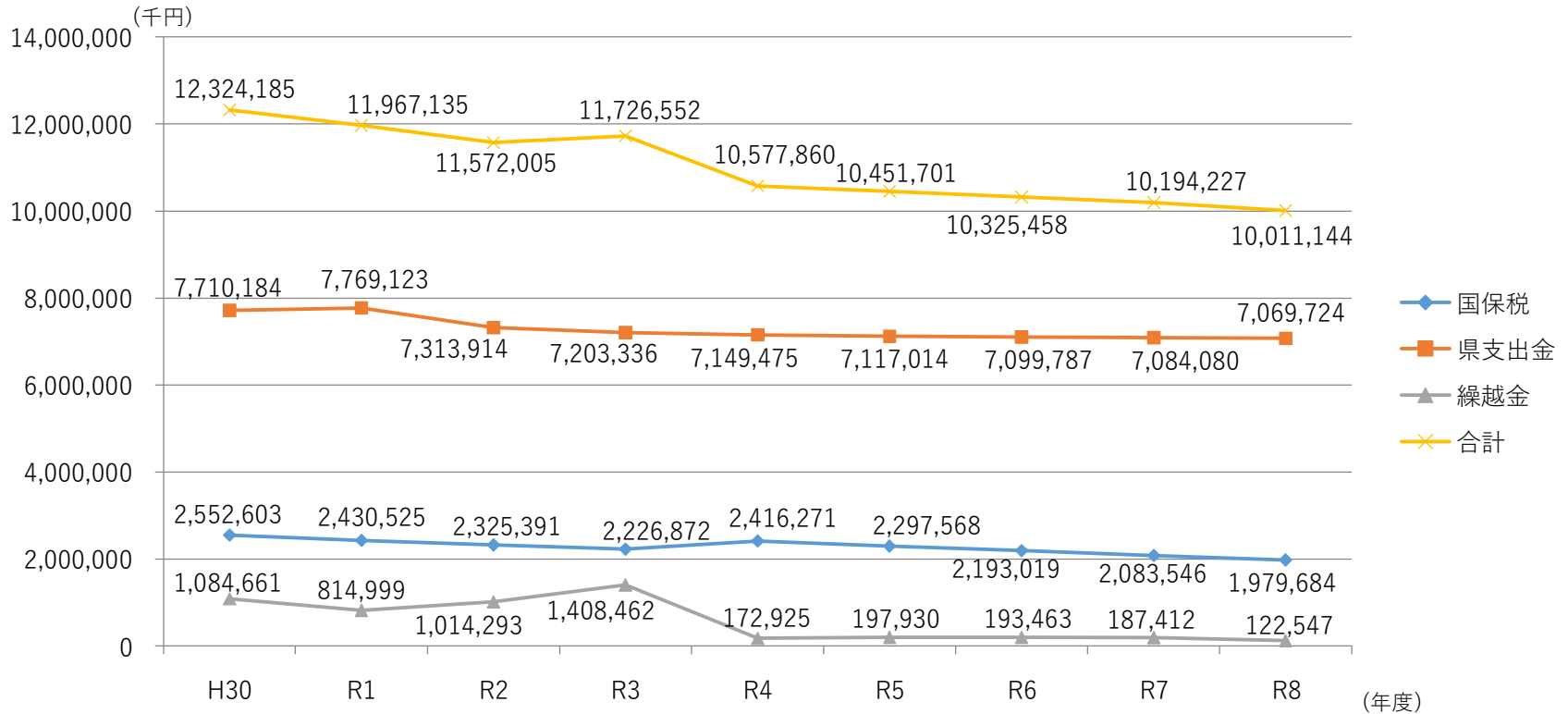
	医療分		支援分		介護分		収入見込	備考
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割		
現行(R3年度)	7.5%	21,000円	1.2%	10,000円	1.5%	8,000円	2,180,493 千円	R3年度本算定時の調定額（所得割・均等割の他に平等割を含んでいる）
① R3年度の 収入を維持	6.9%	40,000円	1.8%	11,000円	1.8%	8,000円	2,427,129 千円	（R3年度との差：246,636千円増） 所得割・均等割が増額となるため、 全ての世帯で負担が増える
② 現行税率等を 据置き	7.5%	21,000円	1.2%	10,000円	1.5%	8,000円	2,009,682 千円	（R3年度との差：170,811千円減） 平等割廃止分，原則，全ての世帯で 負担が軽くなる
③ 均等割を下げ 低所得世帯の 負担を軽減	7.7%	20,000円	2.2%	7,000円	1.7%	8,000円	2,111,480 千円	（R3年度との差：69,013千円減） 軽減対象世帯では負担が軽くなるが、 軽減対象外世帯の負担が増える

# 令和3年度と各シミュレーションの差

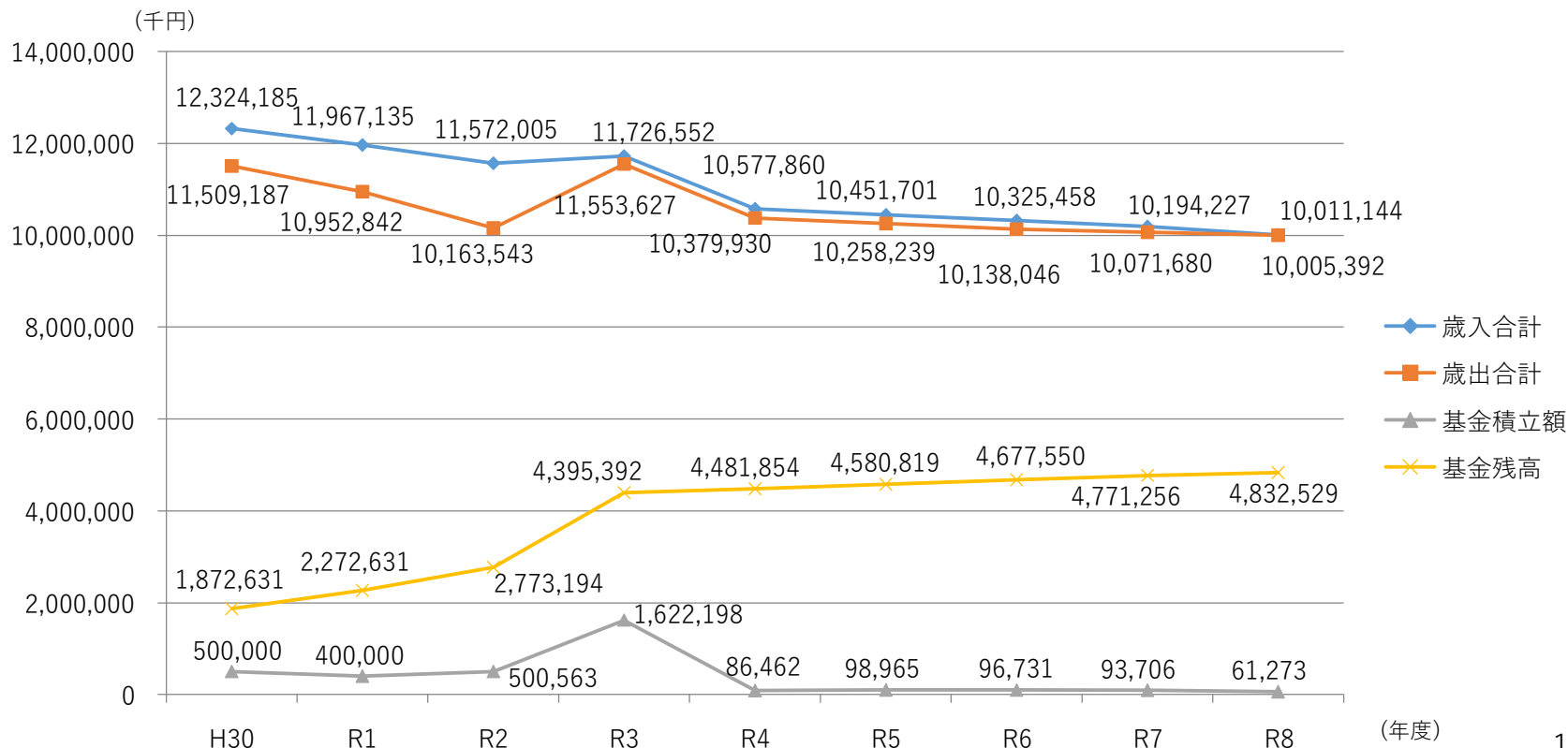
令和3年度（本算定時収入見込）	2,180,493千円
試算①令和3年度の収入を維持	2,427,129千円（246,636千円増）
試算②現行税率等を据置き	2,009,682千円（170,811千円減）
試算③均等割を下げた場合	2,111,480千円（69,013千円減）

※ 試算②③の場合は、減収分を国民健康保険財政調整基金から繰り入れを行う

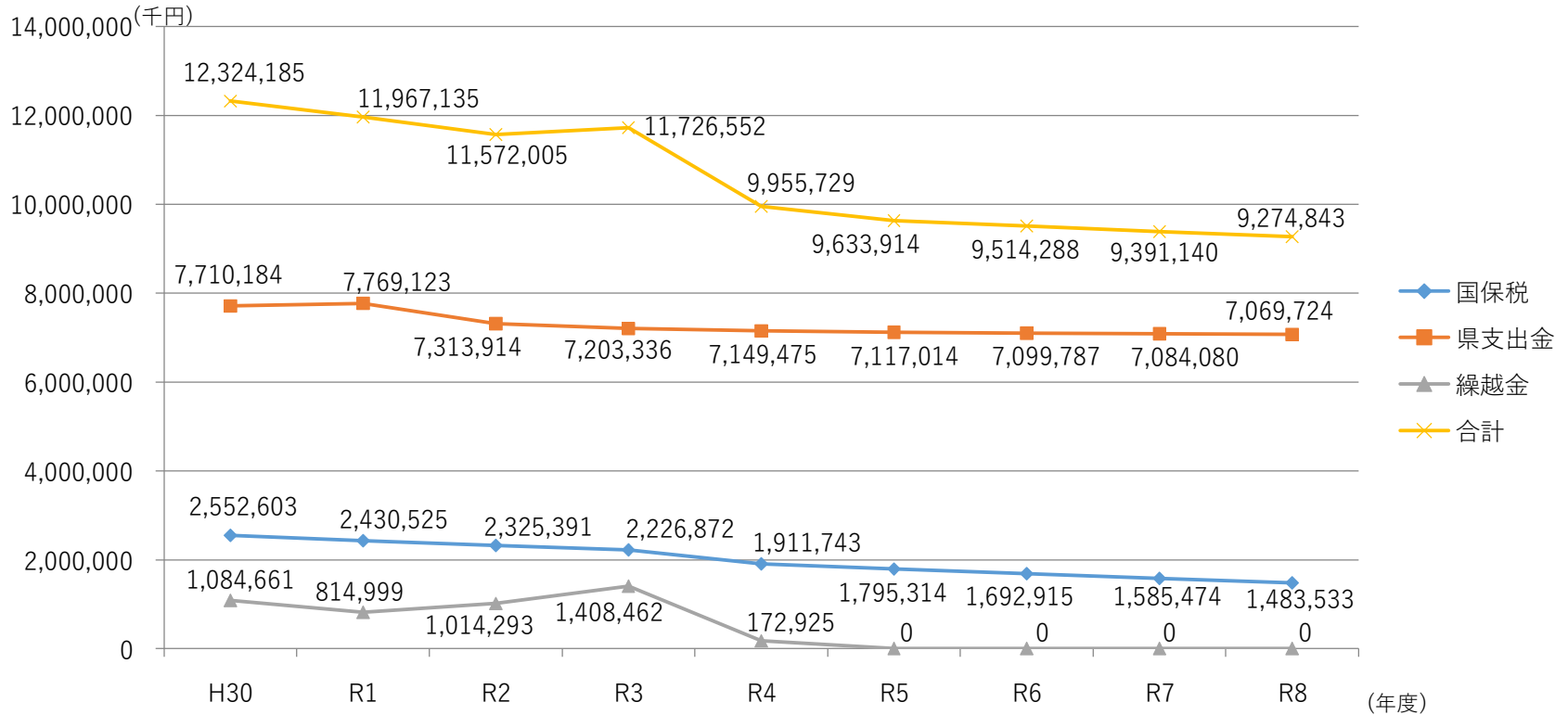
# 試算①の今後5年間の国保財政推移(歳入)



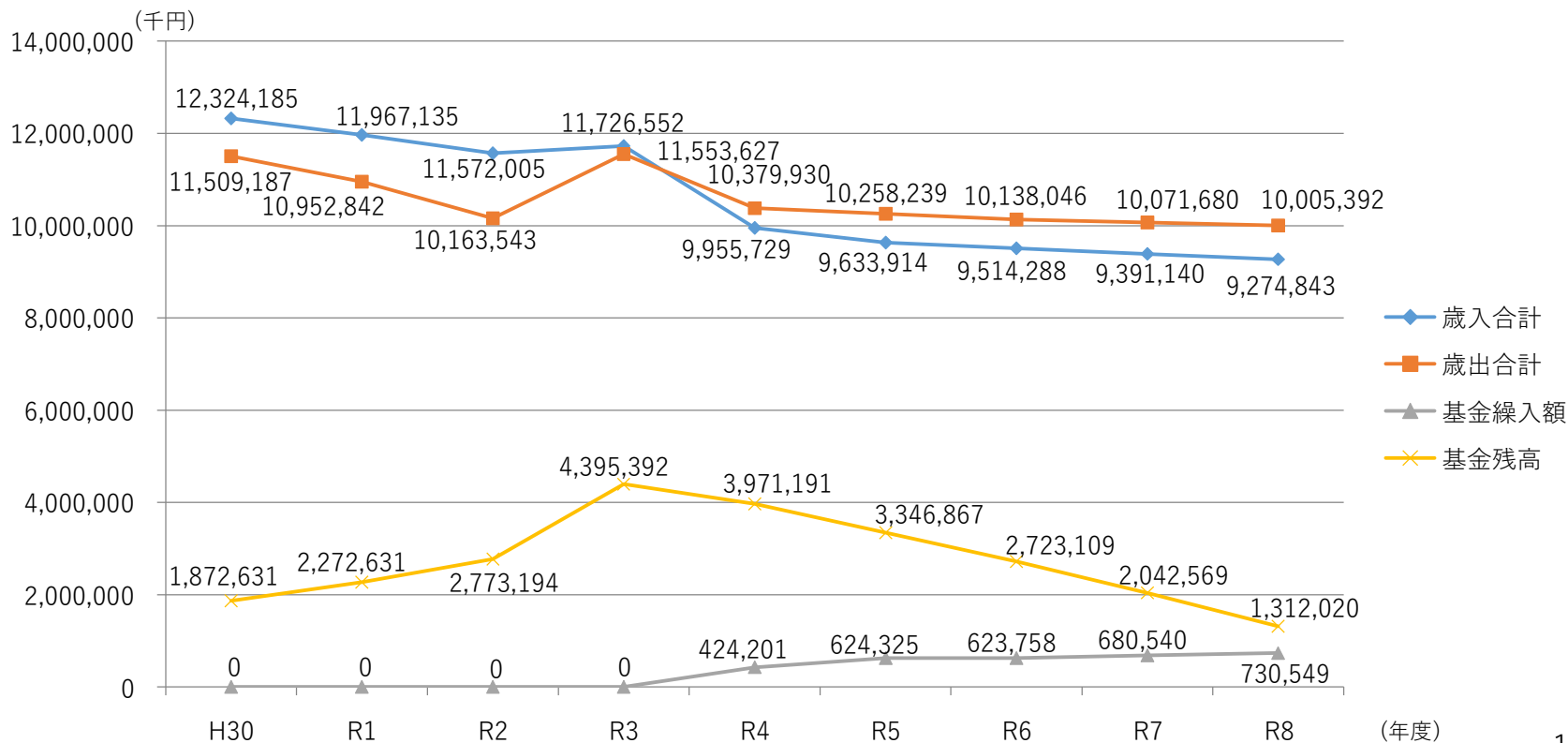
# 試算①の今後5年間の国保財政推移(全体)



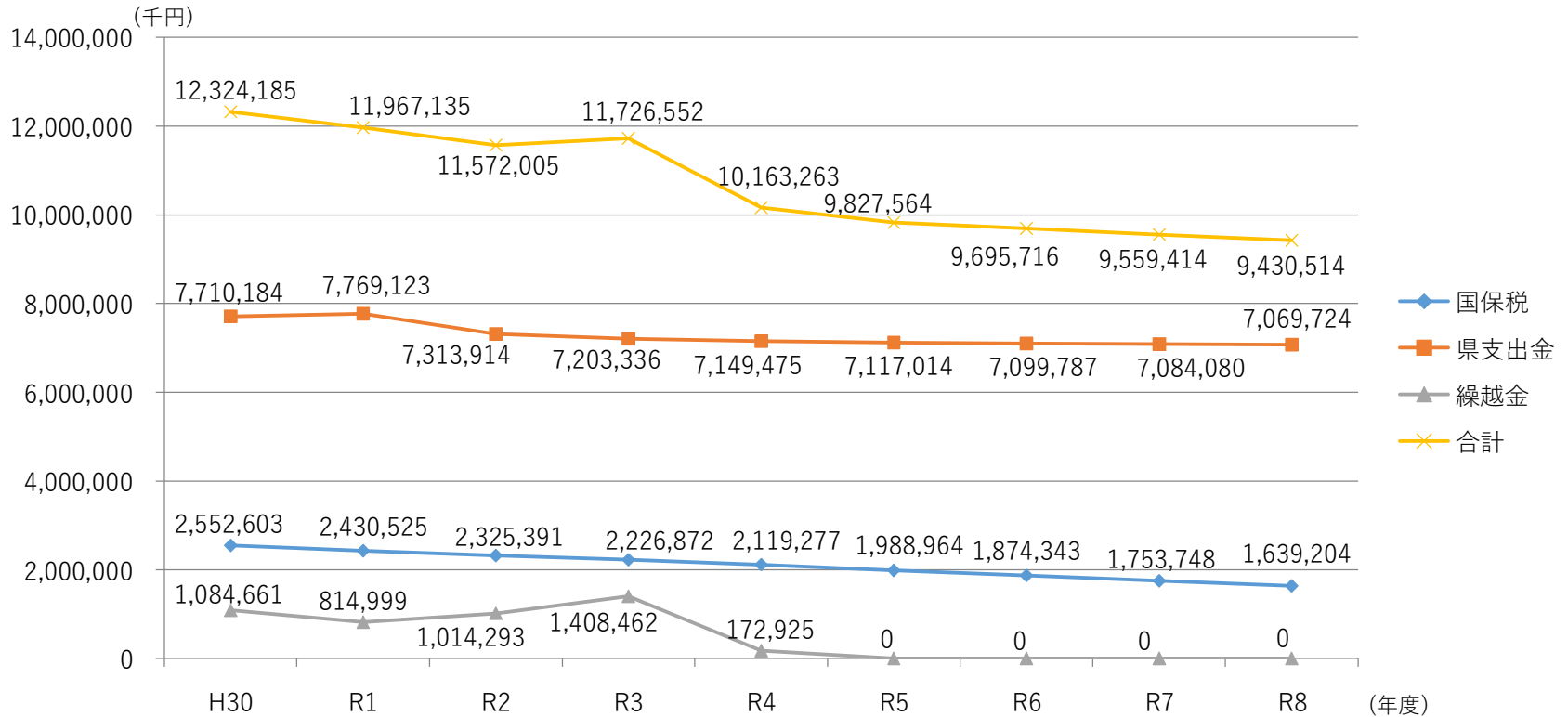
# 試算②の今後5年間の国保財政推移(歳入)



# 試算②の今後5年間の国保財政推移(全体)

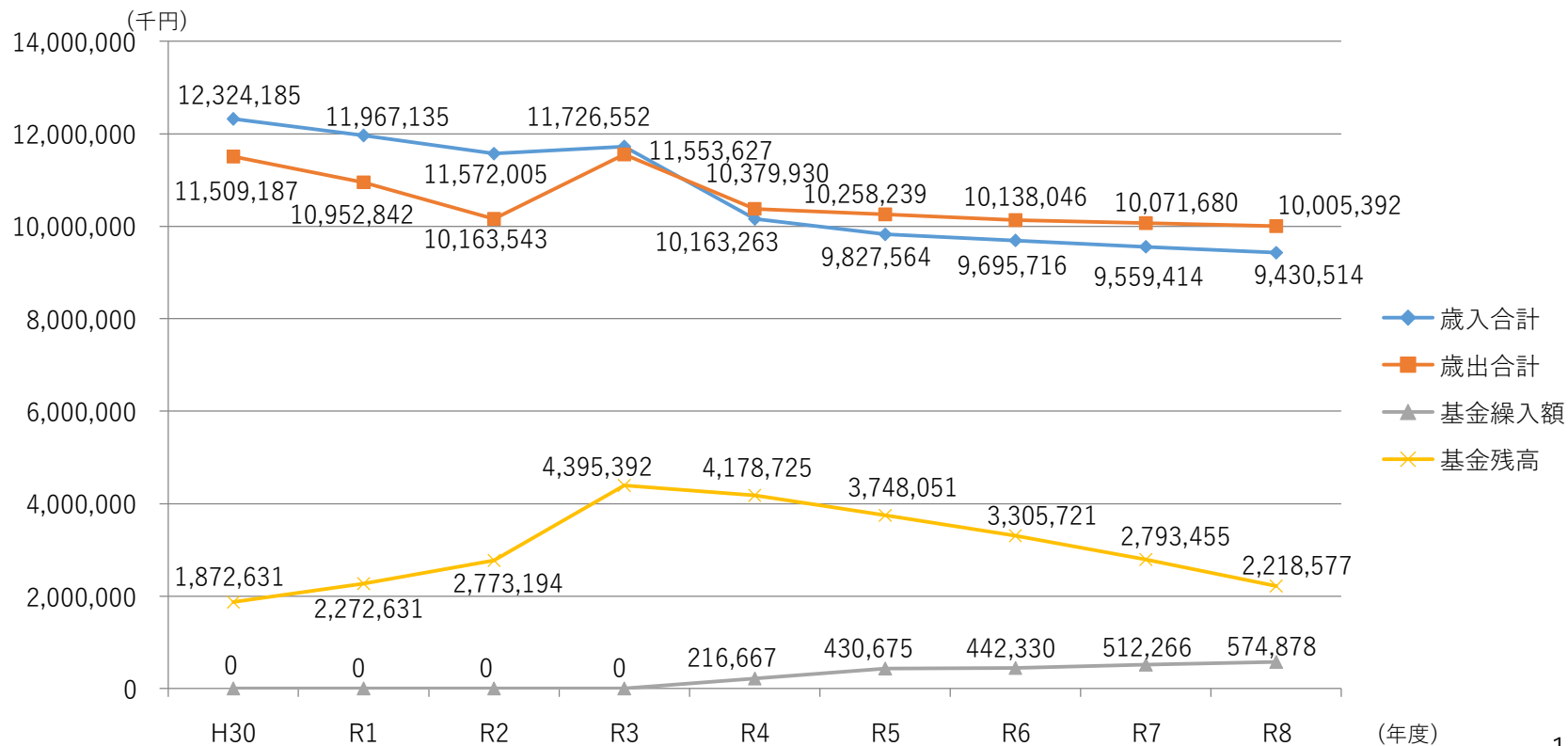


# 試算③の今後5年間の国保財政推移(歳入)

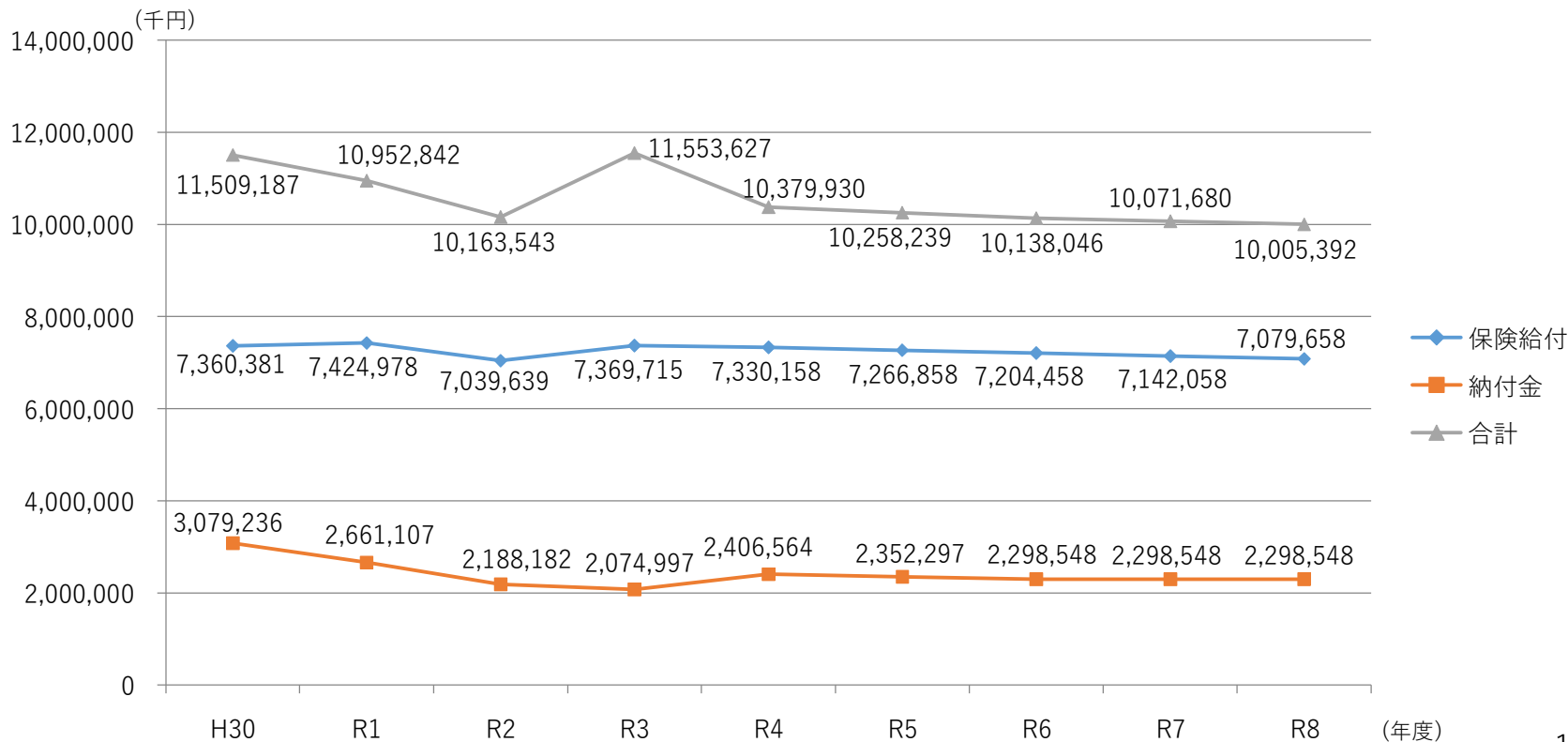




# 試算③の今後5年間の国保財政推移(全体)



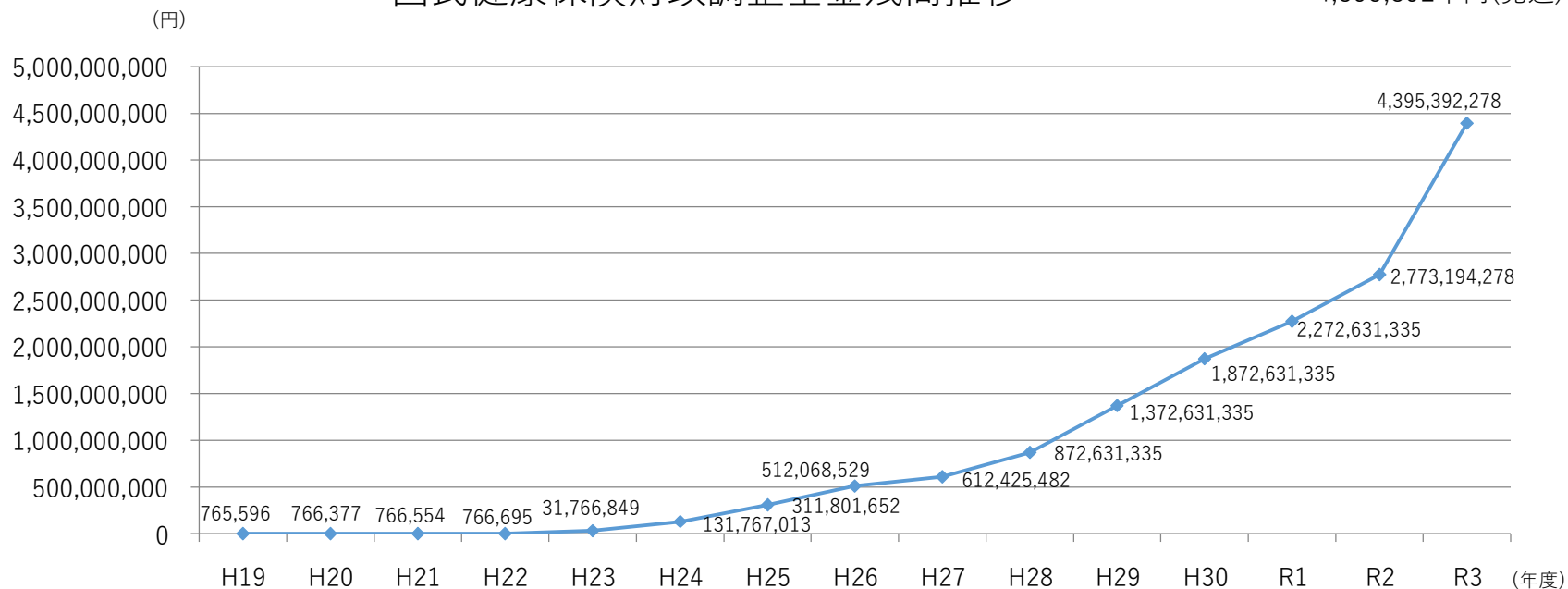
# 今後5年間の国保財政推移(歳出) ※試算①～③共通



# 国保財政調整基金の現状

## 国民健康保険財政調整基金残高推移

※令和3年度末基金残高  
4,395,392千円(見込)



# 各シミュレーション結果から

## 試算 ①

- 所得割、均等割とも増額となるため(全世帯で負担増)、国保税の大幅な減収は避けられる。
- R4年度以降も繰越金が生じるため、基金積立により基金残高は増える。

## 試算 ②

- 現行税率を維持するため(原則全世帯で負担減)、平等割分の国保税が減収となる。
- R4年度以降は歳入不足分を、基金繰入で補てんする(繰越金は発生しない)。
- 毎年度の基金繰入により、R8年度末の基金残高は約13億円となる。

## 試算 ③

- 均等割を下げるため、低所得世帯の負担軽減となるが、所得割を上げるため、軽減対象外世帯の負担は増える。
- 国保税は減収となるため、R4年度以降は歳入不足分を基金繰入れて補てんする(繰越金は発生しない)。
- 毎年度の基金繰入により、R8年度末の基金残高は約22億円となる。